

平成17年10月
青森県総務部市町村振興課

青森県市町村合併推進審議会について

1 趣 旨

青森県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織、運営について、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）」及び「青森県附属機関に関する条例（青森県条例第14号。以下、「条例」という。）」等関係法令に規定されている事項を、ここに整理する。

2 位置付け

審議会は、県内において自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を策定又は変更しようとする時に、当該構想を調査審議し、意見を述べる機関として置かれるものであり、地方自治法第138条の4第3項に基づく知事の附属機関である。（法第59条及び第60条）

3 担当する事務

- (1) 総務大臣が定める基本指針に基づき、県が構想を定め、又はこれを変更するとき、その事項を調査審議し、意見を述べる。（条例第3条）
- (2) 知事の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。（条例第3条）
- (3) 知事が合併協議会に係るあっせん及び調停を行わせる市町村合併調整委員は、青森県市町村合併推進審議会の委員から任命する。（法第63条第1項）

4 組 織

審議会は、委員10人以内で組織する。（条例第3条）

5 委 員

- (1) 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。（条例第5条）
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（条例第3条、第5条）

6 会長等

- (1) 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。(条例第4条)
- (2) 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。(同条)
- (3) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。(同条)

7 会議

- (1) 審議会の会議は、必要に応じて知事が招集する。(条例第6条)
- (2) 会長は、会議の議長となる。(同条)
- (3) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。(同条)
- (4) 会議の議決は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(同条)

8 報酬及び費用弁償

- (1) 委員に支給する報酬の額は、「特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年9月青森県条例第39号)」の規定により、日額9,800円(所得税含む)とする。
- (2) 委員に支給する費用弁償の額は、「特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)」の規定による。

9 庶務

審議会の庶務は、青森県行政組織規則(昭和36年2月青森県規則第18号)第242条の規定により、総務部市町村振興課において処理する。

10 施行事項

この他審議会の組織及び運営の施行について必要な事項は、知事が定める。
(条例第24条)

青森県市町村合併推進審議会

委員名簿

区分	氏名	所属・役職名
委員	安部 紘	青森県中小企業団体中央会 副会長専務理事
委員	北村 真夕美	株式会社青森経営研究所 代表取締役社長
委員	末永 洋一	青森大学総合研究所 所長・教授
委員	杉澤 むつ子	ホテルグランメール山海荘 代表取締役社長
委員	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科 教授
委員	平出道雄	青森中央学院大学 教授
委員	福島 弘芳	青森県つがる市長
委員	藤川 幸治	東奥日報社 編集委員室長兼論説委員
委員	前山 総一郎	八戸大学ビジネス学部 教授・学生部長
委員	良原 せつ	社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長

(五十音順、敬称略)

青森県市町村合併推進審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 青森県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する方（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で審議会傍聴申込書（住所、氏名及び年齢を記入）を作成し、事務局の指示にしたがって会場に入室してください。
- (2) 会議を傍聴できる人数（以下「傍聴定員」という。）は、会場の都合により制限することがあります。
- (3) 傍聴定員については、ホームページであらかじめお知らせします。
- (4) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から先着順に行い、傍聴定員になり次第受付を終了します。

2 審議会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 議長は、傍聴者が次の「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じる場合があります。

3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、審議会を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、審議委員の言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議開催中は、騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(別記様式)

平成 年 月 日

第__回青森県市町村合併推進審議会傍聴申込書

項 目	内 容
住 所	
氏 名	
年 齢	

市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）（抄）

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 地方自治法の特例等（第七条—第二十五条）
- 第三章 合併特例区（第二十六条—第五十七条）
- 第四章 市町村の合併の推進に関する構想等（第五十八条—第六十四条）
- 第五章 補則（第六十五条・第六十六条）
- 第六章 罰則（第六十七条—第六十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

4 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（略）

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

（基本指針）

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するため

の基本的な指針（以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよるべき基準
- 3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（構想の作成等）

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。

- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村合併推進審議会）

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（合併協議会設置の勧告等）

第六十一条 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、構想対象市町村に対し、第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、政令で定めるところにより、その旨並びに当該勧告をした日及び同日の翌日から起算して七十五日を経過する日（以下この条において「七十五日経過日」という。）を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により勧告を受けた構想対象市町村（以下この条において「合併協議会設置勧告対象市町村」という。）の長は、当該勧告を受けた日から三十日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 4 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事（以下この条において「勧告をした都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 5 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（第七項において「報告完了日」という。）をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。ただし、七十五日経過日までに、いずれかの合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けていないとき

は、七十五日経過日後直ちに、その旨及び同項の規定による報告を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の議会の審議の結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。

- 6 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
- 7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村（第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。）以外の合併協議会設置勧告対象市町村（以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。）の長は、報告完了日（第五項ただし書の規定により通知を受けたときは、七十五日経過日。以下この条において「基準日」という。）から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 勧告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
- 10 第八項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第七項後段の規定により報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 11 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から十三日以内に第七項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12 前項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 14 勧告をした都道府県知事は、第七項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
- 15 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会（第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 16 第十四項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議可決市町村の長は、その旨を公表しなければならない。
- 17 第十項又は第十五項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
- 18 合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長（第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長）に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
- 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
- 20 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町

村の長に通知しなければならない。

- 2 1 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その結果を公表するとともに、第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者にこれを通知しなければならない。
- 2 2 第十七項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。
- 2 3 すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 2 4 第十一項の規定による請求があった場合において、前項の規定により合併協議会が置かれたときは、合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第十一項の代表者に通知しなければならない。
- 2 5 地方自治法第七十四条第五項の規定は第十一項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は第十一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。
- 2 6 民事訴訟法第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 2 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第十七項の規定による投票について準用する。
- 2 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（報告の徴収）

第六十二条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

（合併協議会に係るあっせん及び調停）

第六十三条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は、当事者が当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。

2 地方自治法第二百五十一条（第二項後段及び第三項第四号から第七号までを除く。）及び第二百五十一条の二（第一項を除く。）の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第二百五十一条の見出し中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第一項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申

立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、同条第二項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第二号中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項」とあるのは「次条第七項」と、同条第四項及び第五項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同法第二百五十一条の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第三項及び第四項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第五項及び第六項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第八項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第九項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「紛争に」とあるのは「協議に」と、「紛争の」とあるのは「協議に係る事件の」と、同条第十項中「第五項の規定による調停」とあるのは「第五項の規定によるあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、市町村合併調整委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告)

第六十四条 都道府県知事は、構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議（第二十三条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の協議を含む。）の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(略)

(参考：地方自治法第二百五十二条の二 協議会の設置)

1 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

○青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月五日青森県条例第十四号） （抄）

（趣旨）

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、(途中、略) 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第二条 （略）

（法令で設置された附属機関の組織等）

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(途中、略)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 （略）

（会長等）

第四条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、(途中、略) 別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、(途中、略) 別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第六条 附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。(以下、略)

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 (略) 会議は、委員等(略)の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議(略)の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。(以下、略)

5 (略)

第七条～第二十二条 (略)

(部会等)

第二十三条 (略) 知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第二十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(以上の附則、略)

附 則 (平成十七年七月六日青森県条例第六十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一 (略)

別表第二(第三条、第四条、第五条関係) (抜粋)

名称	青森県市町村合併推進審議会
担当する事務	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第一項の規定により同法第五十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第六十条第二項の規定により知事の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること。
組織	会長、委員
委員等の構成	学識経験を有する者
定数	十人以内
任期	二年
会長等及び副会長等の選任方法	委員の互選